

# 審 査 基 準

令和7年3月5日作成

法 令 名：警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則
根 拠 条 項：第12条第2項
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日以内
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係）
問 い 合 わ せ 先：島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110内線3031）
備 考：